

農地を転用（用途の変更）する前に、農業委員会へ相談を

（産業課）

既存の農地に施しを加え、駐車場や資材置場等へと用途を変更する前に、必ず農業委員会へ相談をしてください。

農地は、国内における作物の生産基盤として法律で保護されており、転用をする場合は、その規模に関係なく町や県の許可を要します。（原宿台行政区等の市街化区域内農地における転用は、届出制となります。）

【相談例】

- ・農地に住宅を建築する
- ・農地を駐車場、資材置場等に

※農地の条件や転用用途によって許可の要件が異なりますので、早期の相談をお勧めします。許可を得ずに無断で転用をしますと、農地法の違反地となり、改善されない場合、土地所有者及び利用者は、農地法の許可を受けることができず、指導の対象となります。また、他法令の許可にも支障をきたす事が想定されますので、必ず、転用の許可を受けてから工事に着手してください。

お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

経営所得安定対策交付金交付申請受付会及び相談会の開催について

（産業課）

経営所得安定対策交付金の交付申請を希望する方に対し、受付及び相談会を次のとおり開催します。

交付金の受取を希望される方は、必ずご参加ください。

※平成30年度から「米の直接支払交付金」は廃止となっております。

○交付金の交付対象となる方

販売目的で転作作物を作付する農家の方

○日時

5月12日(日)～14日(火)
午前9時～午後5時

○場所

JA茨城むつみ 五霞支店
2階 会議室

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

道路に農地の泥を落とさないように注意しましょう

（産業課）

トラクターや田植え機等の農業機械を使用した後に、農地から公道に出る際には、必ず泥を落としてから走行するようにお願いします。

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者や自転車、車いすなどの通行の妨げになり大変危険で、砂ぼこりの原因にもなります。

環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をお願いします。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

防災行政無線を使用して全国一斉情報伝達訓練を実施します

（生活安全課）

5月15日(水)午前11時頃に、防災行政無線を使用し、以下の内容の試験放送を行います。

- ・放送内容

「これは、Jアラートのテストです。」×3回

※五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

※試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)

相談

障害者相談

（健康福祉課）

町では障害者（児）やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には、専門の相談員が配置され、身体的・知的・精神的などの障害について、障害者（児）がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等で予約いただければ、自宅訪問を行うこともできますので、ぜひ、ご利用ください。

○日時

5月8日(水)
午後2時30分～午後4時

○場所

役場 1階 小会議室

お問い合わせ
健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

消費生活相談

（産業課）

専門の相談員が、町民のみさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽にご利用ください。

○日時

5月8日(水)
午前9時～午後4時30分
（正午～午後1時を除く）

○場所

ひばりの里 相談室

お問い合わせ
産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

生活相談

（総務課）

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

ふれあいセンター
◆ふれあいセンター
◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)